編集常任委員会　規程

（目的）

第１条　編集常任委員会（以下、委員会）は、『保育学研究』刊行を目的とする。

２.『保育学研究』は、保育学に関連する研究を行う会員の研究成果を主として発表する場および情報交換の場として発行される。

（業務）

第２条　委員会は、前条の目的を達成するために、次のことを行う。

（１）『保育学研究』の内容構成や執筆依頼、掲載の決定等

（２）論文査読を担当する協力者の選出依頼

（３）査読者の決定（1 論文につき原則として３名）

（４）査読者による査読の結果に基づく採否、修正指示等の処置の決定

（５）その他、委員会の目的を達するために必要な事業

（委員会の構成）

第３条　委員会は、次の者をもって構成する。

（１）委員長　　１名

（２）副委員長　１名

（３）委員　　８名

（４）専門委員　必要のある場合はおくことができる。

（５）英文校閲委員　２名以内（英語を母語とする外国人もしくは、それに準ずる者を１名）

（委員長・副委員長および委員の選出）

第４条　委員長・副委員長は、委員互選とする。

２. 委員長・副委員長の任期は、１期２年とする。但し、委員会の要請がある場合は再任することができる。その場合は、任期は２期までとする。
また、委員長は、理事および評議員でなくなった場合には、期を重ねて再任することはできない。
尚、編集業務に関して継続して関わる必要のある業務がある場合には専門委員となることができる。

３. 委員は、選出時、本学会の理事および評議員の中から選定し、会長が委嘱する。

４. 委員の任期は、１期２年とし、再任を妨げない。但し、委員会の要請がある場合は再任することができる。その場合、任期は２期までとする。

５. 委員がやむをえぬ事情により任期満了以前に辞任した場合、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６. 専門委員については、委員会が理事・評議員以外の会員から推薦し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

７. 専門委員の任期は、１期２年以内とする。

８. 英文校閲委員の任期は、１期２年とし、再任は２期までとする。但し、委員会の要請がある場合は、この限りではない。

（職務）

第５条　委員長、副委員長および委員は、次の業務に従事する。

（１）委員長は、委員会を主宰し編集業務全体を統括する。

（２）委員長は、委員会を招集し議長となる。

（３）副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の際は、その職務を代行する。

（4）委員は、学会誌の特集の企画立案、査読、その他学会誌編集上必要な業務を担当する。
編集作業にかかわる事業の企画を立案・協議し、実施に移す事業については、組織検討委員会・理事会に提案、承認を得て必要な業務を担当する。
（5）専門委員は、委員会の事業に必要な協力・助言を行う。
（6）英文校閲委員は、掲載決定論文およびその他学会誌英文掲載に関しての必要な業務を担当する。

（『保育学研究』の構成）

第6条　『保育学研究』の内容は、原則として特集論文、自由論文、その他の論考・資料等によって構成される。

2．特集論文のテーマは委員会によって企画され、決定される。

3．特集論文は、公募による投稿論文をもって構成されるが、場合によっては依頼論文も加えて構成することもできる。

4．依頼論文は、委員会の査読を経て、掲載される。

5．自由論文は、投稿論文とする。

6．投稿論文は、査読者による査読を受け、委員会において掲載を決定する。

7．レフェリー規程は、別に定める。

8．その他の論考・資料等については、委員会によってその内容について検討される。

（会議録の作成）

第7条　委員会会議録は委員会で作成し、学会事務局に保存する。

（掲載論文に関する諸則）

第8条　学会誌に掲載される論文の「レフェリー規程」、「執筆要項」、「著作権委譲」、「投稿前確認事項」、その他必要な細則等は、委員会において別途定める。

（庶務）

第9条　委員会の庶務は、学会事務局員の協力を得て行う。

（改廃）

第10条　本規程の改廃は、委員会の議を経て理事会が行う。

附則　本規程は、平成17年4月1日から施行する。

一部　平成19年10月6日 改正

一部　平成22年10月2日 改正

一部　平成27年2月7日 改正

一部　平成29年4月15日 改正

一部　平成31年4月13日 改正

一部　令和5（2023）年4月15日改正

一部　令和8（2026）年2月28日 改正

一部　令和8（2026）年9月26日 改正